生徒指導提要の改訂について

戸田市教育委員会
教　育　政　策　室

生徒指導提要の変遷

○平成２２年３月
　生徒指導提要が作成された。

10年以上が経過

○令和４年１２月
　生徒指導提要が改訂された。

≪背景≫
平成２５年「いじめ防止対策推進法」
平成２８年「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立

→平成２２年の作成時から、生徒指導を巡る状況は大きく変化している。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課資料より一部抜粋

改訂の基本的な方向性

１　「積極的な生徒指導」の充実

⇒児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった**課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実**させる。

２　個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

⇒個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成２２年の生徒指導提要作成時からの**社会環境の変化**（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれら**に応じた必要な対応等について反映**させる。

３　新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

⇒生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、**児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景**（障害や健康、家庭的背景等）**を持つ児童生徒への生徒指導等について反映**させる。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課資料より一部抜粋

生徒指導提要とは

第Ⅰ部　生徒指導の基本的な進め方

第1章　生徒指導の基礎

- 生徒指導の意義
- 生徒指導の構造
- 生徒指導の基盤
- 生徒指導の方法
- 生徒指導の取組上の留意点

第2章　生徒指導と教育課程

- 児童生徒の発達を支える教育課程
- 教科の指導と生徒指導
- 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 総合的な学習の時間（探究）における生徒指導
- 特別活動における生徒指導

第3章　チーム学校による生徒指導体制

- チーム学校における学校組織
- 生徒指導体制
- 教育相談体制
- 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校
- 危機管理体制
- 生徒指導に関する法制度等の運用体制
- 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

第Ⅱ部　個別の課題に対する生徒指導

- 第4章　いじめ
- 第5章　暴力行為
- 第6章　少年非行
- 第7章　児童虐待
- 第8章　自殺
- 第9章　中途退学
- 第10章　不登校
- 第11章　インターネット・携帯電話に関わる問題
- 第12章　性に関する課題
- 第13章　多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

生徒指導の構造

生徒指導の構造　2軸3類4層構造

～２軸～

２つの時間軸

①常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導
→積極的な先手型

②即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導
→事後対応型

～３類～

対象範囲に基づく３つの類型

①発達支持的生徒指導
→すべての児童生徒の発達を支える

②課題予防的生徒指導
→未然防止教育と早期発見対応

③困難課題対応的生徒指導
→特定の児童生徒への指導・援助

～４層～

対象及び課題性に基づく４つの層

第１層　発達支持的生徒指導
→すべての児童生徒を対象に行うもので、生徒指導の基盤となるもの

第２層　課題予防的生徒指導：課題未然防止教育
→全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

第３層　課題予防的生徒指導：課題早期発見対応
→気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で対応

第４層　困難課題対応的生徒指導
→特定の児童生徒を対象に、関係各機関と連携・協働して対応



「させる生徒指導」ではなく「支える生徒指導」へ

全ての生徒指導において、**発達支持的生徒指導**が大切

生徒指導と教育課程

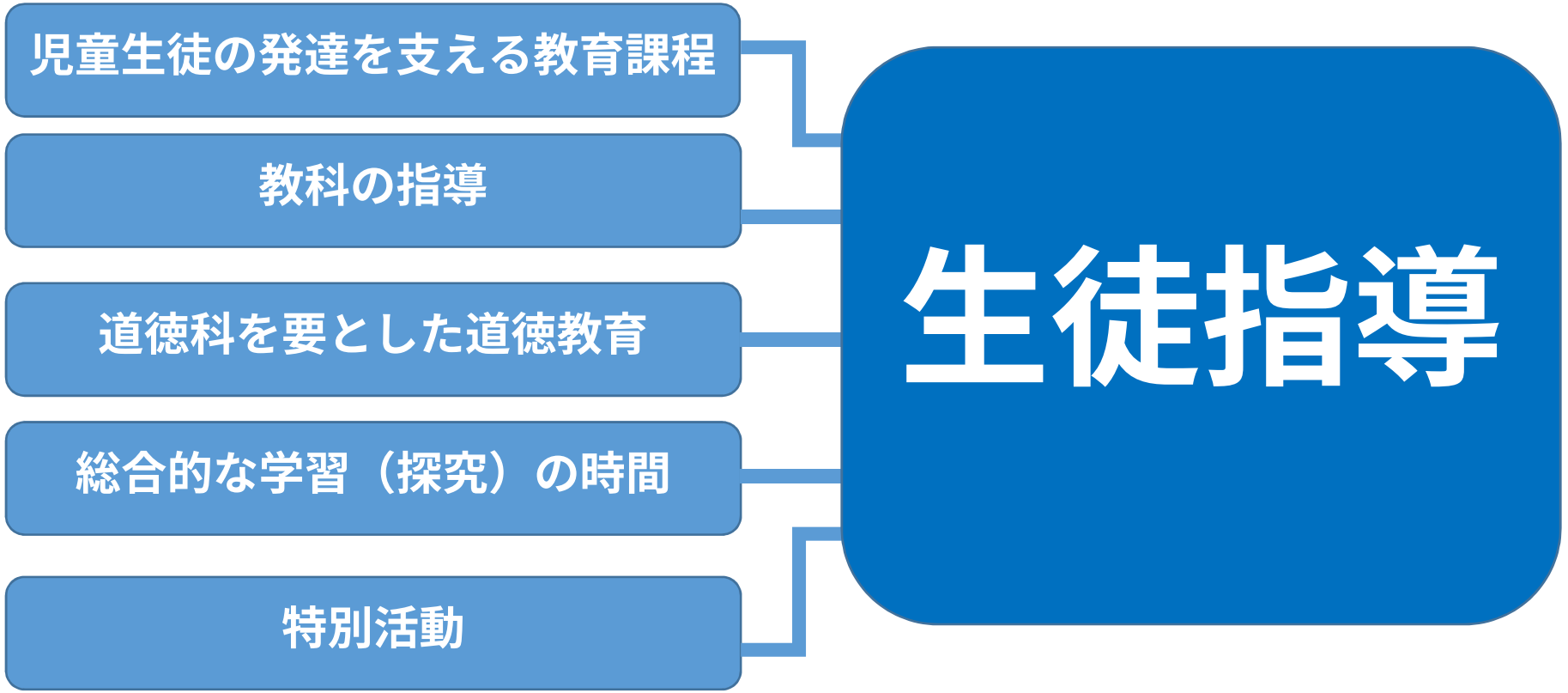

全ての学校教育活動が生徒指導とつながっている。

人権尊重の精神を教職員自身が十分認識すること

児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるために



教職員が、人権尊重の精神について十分認識し、一人一人の児童生徒を大切にした支持的な関わりを通して、自己指導能力の育成に努めること。その姿勢が、いじめ防止の相乗的な効果をもつ。

生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援



児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、それぞれの**分野の垣根を超えた包括的な支援体制をつくる**ことが求められる。また、**他の教職員や多職種の専門家、関係機関も含めたチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担**をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がる。

令和５年度に係る戸田市の取組

生徒指導の実践上の4つの視点

❶自己存在感の感受　❷共感的な人間関係の育成　❸自己決定の場の提供　❹安全・安心な風土の醸成

◆いじめに関する生徒指導の発達支持的生徒指導

児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるために



人権尊重の精神と生徒指導【密接な関係】

教職員の一人一人を大切にした支持的な関わり

いじめ防止につながる【相乗的な効果】





チェック

教職員が、人権尊重の精神について十分認識し、一人一人の児童生徒を大切にした支持的な関わりを通して、自己指導能力の育成に努めましょう。
その姿勢が、いじめ防止の相乗的な効果をもちます。

◆児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりが大切

①「多様性に配慮し、均質化や同調圧力に偏らない」学校づくり
② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにすること
③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むこと
④「弱みを見せても大丈夫」と適切な援助希求を促すこと

児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり

【令和５年度 指導の重点・主な施策（戸田市教育委員会）】
https://www.toda-c.ed.jp/soshiki/10/kyo-seisaku-r05sidouzyuten.html

令和５年度に係る戸田市の取組

◆困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合

1 チーム支援の判断とアセスメントの実施

生徒指導主任や教育相談主任等が中心となり、関係する複数の教職員（ＳＣ、ＳＳＷ等を含む。）等が参加する、アセスメントのためのケース会議を開催する。



2 課題の明確化と目標の共有

課題を明確化し、具体的な目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行う。



3 チーム支援計画の作成

アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的なチームによる指導・援助の計画を作成し、支援目標を達成するための支援チームを編成。

4 チーム支援の実践

チーム支援計画に基づいて、チームによる指導・援助を組織的に実施する。

5 点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続



チーム支援計画で設定した長期的、短期的な目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行う。

▼ケース会議について

ケース会議の目的は、その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か、どうやってそれを届けていくかを決定すること。



①情報を収集・分析・共有
・当該児童生徒の課題に関連する問題状況
・緊急対応を要する危機の程度　等

▼

②課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定

▼

③チーム支援の必要性と方向性について判断



▼チーム支援計画について

「何を目標に（長期目標と短期目標）、誰が（支援担当者や支援機関）、どこで（支援場所）、どのような支援を（支援内容や方法）、いつまで行うか（支援期間）」を記載する。

▼チームによる指導・援助の留意事項

①定期的なチームによるケース会議の開催
特に効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する。

②関係者間の情報共有と記録保持
会議の録音や会議録、チームとしての活動記録などを、適切に保存しておく。

③管理職への報告・連絡・相談
管理職に報告・連絡・相談をし、細やかな情報共有を行う。

チームによる生徒指導・支援